

令和2年4月28日

保護者の皆様へ

春日井市教育委員会

臨時休業措置延長に伴う自主登校教室について

現在「緊急事態宣言」が発令中であり、生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出・移動の自粛が要請されています。春日井市では、愛知県からの要請と改善されない感染状況から、小中学校の臨時休業期間を5月31日まで延長しました。

今回の延長に伴い、共働きの家庭などの留守家庭における小学生の居場所を確保するため、小学校に設置している「自主登校教室」も延長します。

しかし、愛知県からは

- ・生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出、移動の自粛をする。
- ・やむを得ず外出する場合でも、「密閉」「密集」「密接」を避ける行動を徹底することが強く要請されています。

このことから、感染拡大・集団感染を防止するため、保護者が休めない場合に限っての利用にしてください。保護者の皆さん一人一人の協力が必要です。よろしくお願いします。

5月7日以降も利用される方は、再度、申請書を提出してください。

記

1 期 間 4月 8日（水）～4月 19日（日）（平日のみ）
5月 29日（金）（平日のみ）

2 時 間 8時00分～14時00分

3 条 件

- 感染拡大防止、集団感染抑止のため、医療従事者のご家庭などで、日中を小学生だけで過ごさなければならない状況にあること。
- お子さんに健康上問題がなく、熱が37.0度未満であること。
- 保護者の方がお子さんを8時30分までに送り、14時30分までに迎えに来ることができるること。

ただし、「子どもの家」「放課後なかよし教室」の利用もできます。

※ 自家用車による送迎については、学校の指示に従ってください。

※ 安全配慮のため、途中登校、下校させることはできません。

- お子さんが体調不良になった場合、速やかに迎えに来ることができること。

- 終日マスクを付けて過ごすこと。

4 利用方法

- ① 学校のホームページから申請書・同意書をダウンロードする。
 - ② 申込受付期間は設けませんので、新規利用の方は、申請書・同意書を自主登校教室利用の初日までに、5月7日以降も継続利用される方は、7日以降の利用初日に申請書のみを提出する。
- ※ ホームページからダウンロードできない方は、学校に用意してありますので、学校でご記入してください。
- ※ 既にご利用の方も、利用日を確認するため、再度、申請書を提出してください。
- ※ 一部の学校では、学校のホームページで事前申込ができます。

5 過ごし方

- 1 教室に10人程度（申込状況により多少前後します）で、持参した課題に取り組んだり、持参した本を読んだりする。自主学習に必要な物は、各自で準備すること。
- ※ 登校しない児童との公平性を保つため、学習指導は行いません。
- ※ 自習することができない等、自主登校教室の運営に支障をきたす場合は、受入れをお断りすることもあります。

6 「子どもの家」利用者について

「子どもの家」の利用者は、11時30分からは「子どもの家」で預かります。「自主登校教室」の申請書の帰宅先は「子どもの家」に○をつけてください。

7 「放課後なかよし教室」利用者について

14時以降も在校を希望する場合、16時30分まで「放課後なかよし教室」を利用することが可能です。「自主登校教室」の申請書の帰宅先は「なかよし教室」に○をつけてください。また、利用される場合は、参加バッジをつけてきてください。

※当面の間は、申し込み後直ぐに利用可能とします。

※放課後なかよし教室は、自主登校教室実施期間を除いては、給食のない日には開設しません。学校再開後、給食のない日がありますので、ご注意ください。

8 持ち物

- ・上靴・弁当・水筒・マスク・自習用具・本・ハンカチ・ティッシュ
- ※ ゲーム類の持ち込みは禁止

9 その他

- 登校される場合は、毎日検温し、体温を記入した健康観察表を持参してください。
- 学校からの連絡があることもありますので、常に連絡が取れるようにしておいてください。